

## 事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部  
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

## 第290回 知的財産権侵害における懲罰的賠償の最新司法解釈

中国最高人民法院（以下「最高裁」という。）が先日発布した『知的財産権侵害民事紛争事件の審理における懲罰的賠償の適用に関する解釈』（以下「本解釈」という。）が、2026年5月1日より正式に施行される。本解釈は、中国の知的財産権関連法でいう悪意ある知的財産権侵害行為を対象とした懲罰的賠償制度に関する司法実務上の具体的な運用方法を規定した。今回はそのポイントを解説する。

## ◇商標権侵害行為への懲罰的賠償判決

2013年の中国商標法改正で、悪意ある商標権侵害行為を対象とした懲罰的賠償について、故意の侵害であり、かつ情状が深刻な場合、権利者は最大で通常損害賠償額の3倍を侵害者に請求できるという規定が盛り込まれた。2019年の商標法改正では、懲罰的賠償の上限が通常損害賠償額の5倍に引き上げられた。その後、最高裁は懲罰的賠償を認めた複数の典型判例を公表した。以下に、その一例を紹介する。

「adidas」シリーズはアディダス社が所有する知名度の高い商標として広く知られているが、複数の自然人が出資し設立した正邦社は、2015年から2017年にかけて製造した靴のアップパー部分が「adidas」シリーズの商標権を侵害したことにより、行政機関から3度の行政処罰を受けた。侵害製品は、累計1万7千足余りに上った。アディダス社は懲罰的賠償の適用を求める民事訴訟を提起し、経済損失264万1695.89元を侵害者に請求した。

正邦社の主観的な悪意は極めて明白であり、訴えを受けた侵害行為が長期間かつ結果も重大なため、浙江省温州市中級人民法院は情状が深刻であると判断した。裁判所は正規品の1足あたりの単価189元を算定根拠に、アディダス社が提供した2017年度財務諸表の粗利率50.4%を採用し、販売数量は正邦社が3度目に摘発された際の6050足で計算した。侵害製品がいずれも靴のアップパー部分で非完成品であることから、直接消費に当たらない酌量分40%を控除し、最終的にアディダス社の経済損失34万5779.28元の3倍に相当する103万7337.84元を懲罰的賠償額として確定した。

## ◇本解釈のポイント

- 1、本解釈は、懲罰的賠償には「請求原則」が適用され、原告が請求して初めて裁判所が審理することを明確に定めた。
- 2、原告は遅くとも第一審の弁論終結前までに懲罰的賠償請求を追加できるが、当期限を過ぎた請求は認めない。
- 3、原告が訴訟で損害賠償を請求したものの懲罰的賠償は未請求であり、裁判所の釈明を経た後も依然請求せず、同一の侵害事実に基づき別途で懲罰的賠償を請求する訴えを提起した場合は受理しない。

4、「故意」について、裁判所は知的財産権の種類、権利の状態、知名度、当事者間の関係などの要素を総合的に考慮し認定する。被告に侵害の故意があったと推定できる典型状況は以下の通りである。

- (1) 原告または利害関係者から有効な通知を受けた後も、依然として侵害行為を継続する。
- (2) 被告およびその人員と原告の間に関連関係若しくは業務関係がある。
- (3) 海賊版の作成、登録商標や他人の特許を冒用する行為。
- (4) 原告と和解し侵害行為停止に同意した後、再び同一または類似の侵害を実施する。
- (5) 各種方法による実質的支配関係の隠蔽、若しくは免責契約締結により関係案件の法的責任を逃れる。

5、「情状が深刻」について、裁判所は侵害の方法、回数、継続期間、地域的範囲、規模、結果、および侵害行為に対する侵害者の認識や基本的態度などの要素を総合的に考慮し認定する。侵害行為により行政処罰を受けた、若しくは裁判所の判決により法的責任を負った後、再び同一または類似の侵害行為を行った場合、情状が深刻と認定することができる。

6、裁判所による懲罰的賠償額の確定は、原告の損失額、被告の違法所得額、被告が侵害行為により得た利益を基準額とする。算定困難な場合、ライセンス料を参照し、懲罰的賠償額の基準額を合理的に確定する。

7、裁判所が侵害行為に関連する帳簿や資料等の提出を被告に命じたにもかかわらず、被告がこれを拒否した、若しくは虚偽の帳簿や資料等を提出した場合、裁判所は原告の主張と記録上の証拠に基づき、懲罰的賠償額の算定基数を確定できる。

8、権利者が侵害行為の制止に支出した合理的費用については、懲罰的賠償額に含まない。

#### ◇日系企業へのアドバイス

中国で事業を展開する日系企業にとって、懲罰的賠償制度は知的財産の管理・保護において極めて重要な意義を持つ。本制度を効果的に活用することは、自社の知的財産権保護、経済損失の回復に役立つが、懲罰的賠償の適用には多くの法的要件があり、十分な証拠による立証も求められるため、法律専門家のサポートを受けて対応する必要がある。

## 恒地連合、中環イベントスペースを賃借＝「セントラル・ヤーズ」と連動へ

【香港時事】香港政府發展局は27日までに、香港島・中環（セントラル）海側埋め立て用地のハーバーフロント・イベントスペース約3.7ヘクタールについて、地元不動産大手、恒基兆業地産（ヘンダーソン・ランド・デベロップメント、恒地）などの企業連合と短期賃借を交わしたと発表した。期間は5年で、7月1日付で発効する。

同局によると、恒地と地元コンサート・イベント制作・運営会社の耀榮文化（YW）の共同出資会社「忠啓」が落札。応札した6社のうち、忠啓が技術と価格提案で最も高い評価得点を獲得した。提示した賃料は月151万8000香港ドル（以下ドル、約3100万円）と、以前の賃料を5割以上上回った。イベントがない日に一般市民に無料開放することにも同意している。



対岸から見た香港島・中環の海側中心部＝25日（時事）